

令和9年度

宮崎大学大学院教育学研究科

教職実践開発専攻（専門職学位課程）

〔教職大学院〕

学生募集要項

令和8年4月

宮崎大学大学院教育学研究科

現職教員等、現職教員、現職管理職教員の考え方

本研究科では、現職教員等に対して各コース・分野の目的に即してより高度な教育を受ける機会を拡大する方針をとっています。本研究科の学生募集における「現職教員等」、「現職教員」、「現職管理職教員」のとりえ方は、以下のとおりです（一般的な用語の説明ではありません）。

現職教員等

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人や教育行政機関に専任として在職している人で、入学時までに6年以上の教諭の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人を「現職教員等」とします。なお、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する人も含みます。現職教員等の教育方法の詳細は、25頁を参照してください。また、標準修業年限は2年間ですが、やむを得ない事情等がある場合は、申請・審査を経て修学期間を1年間に短縮することも可能です。なお、現職教員等のうち、教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野の管理職養成での修学を希望する人を「現職教員等（管理職）」とします。

現職教員

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人で、入学時までに3年以上6年未満の教諭の教職経験を有し、大学院修学休業制度を活用して修学を希望する人を「現職教員」とします。なお入学者選抜は、一般の選抜方法のみとなります。また、標準修業年限は2年間です。

現職管理職教員

学校教育法第1条に定められている学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、もしくは中等教育学校に教頭、副校長として在職している人で、入学時までに6年以上の教諭の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人を「現職管理職教員」とします。

*教諭の教職経験が3年未満の教員は、本研究科の学生募集では「現職教員」扱いではなく「大学卒業者」扱いとなります。

長期履修制度及び長期在学制度の考え方

長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により修学の困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて一定期間(最長4年)にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期履修が認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになります。

長期在学制度

長期在学制度とは、免許等取得のため、標準修業年限(2年)では修了に必要な所定の単位修得が困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて、3年または4年にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期在学制度による履修が認められた場合には、標準修業年限を超えた年度についても授業料を支払うことになります。

「現職教員等」、「現職教員」、「現職管理職教員」、「長期履修制度」及び「長期在学制度」の詳細については、宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2890 までお問い合わせください。

目 次

教育学研究科教職実践開発専攻のアドミッション・ポリシー	1
I 教育学研究科の概要	
1 専攻の名称・目的	3
II 学生募集要項	
1 専攻（コース）募集人員	4
2 出願資格	4
3 出願手続	6
4 障がい等のある入学志願者の事前相談	10
5 修了要件ならびに教育職員免許状取得に関するお知らせ	11
6 選抜方法（筆記試験免除及び筆記試験代替措置についてを含む）	12
III 学力試験の日程等	
1 学力試験の日程	16
2 宮崎大学位置図	17
3 入学試験集合場所案内図	18
4 合格発表	18
5 入学料及び授業料	19
6 個人情報の取扱いについて	19
IV 教育学研究科案内	
1 教職実践開発専攻（専門職学位課程）〔教職大学院〕の概要	20
2 現職教員等学生、現職教員学生、現職管理職教員学生の 教育方法について	25
3 常勤3年以上の社会人経験を有する人の教育方法について	27
4 修了要件	28
5 取得可能な教員免許状（専修免許状）	29
V 学生寄宿舍の入居	29

教育学研究科教職実践開発専攻のアドミッション・ポリシー

1. 入学者受入方針（求める人材像）

本専攻では、以下のような入学者受入の方針を定め、多様な人材を受け入れています。

本専攻では、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持つ、実践的な指導力・展開力を備えた新人教員や地域・学校において指導的役割を果たし得る教員を目指している次のような人材を求めています。

- 初等教育・中等教育または特別支援教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲を持つ人
- 教育現場の諸問題に対して深い関心を持ち、同僚や地域と連携して問題解決を行う熱意を持つ人
- 自らの得意分野を生かし、より高度の実践的指導力・展開力の修得を目指している人
- 教育者としての使命感を持ち、自ら学び続ける教師として、将来、学校や地域において指導的な役割を果たそうとする高い意識を持つ人

2. 入学者選抜の基本方針

下記のような基本方針にもとづいて入学者を選抜します。

- ①学力検査（口述試験等を含む）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して評価します。
- ②入学志願者の学習経歴に応じた学力検査を課します。
- ③入学志願者の実績等により学力検査の一部の免除、あるいは代替を認めることがあります。

[選抜区分による選抜方法及び評価の観点]

1. 大学卒業見込み・卒業者等

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

筆記試験では、主として教職実践開発専攻に関する基礎・基本的な知識やコース内容に関連した専門的な知識を評価します。

口述試験では、主として教職に対する意欲、教育実習に対する姿勢・適応性及び選択したコースに関わる関心や基礎・基本的な理解・能力を評価します。

2. 常勤3年以上の社会人経験者

入学者の選抜は、筆記試験（教育に関する小論文）、口述試験及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

筆記試験では、主として教育に関する基礎・基本的な考え方、教職に対する適性を評価します。

口述試験では、主として教職に対する意欲、教育実習に対する姿勢・適応性及び選択したコースに関わる関心や基礎・基本的な理解・能力を評価します。

3. 現職教員（教諭3年以上6年未満の現職教員）

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

筆記試験では、主として教職実践開発専攻に関する基礎・基本的な知識やコース内容に関連した専門的な知識を評価します。

口述試験では、主としてスクールリーダーに向けての意欲・姿勢及び選択したコースに関わる関心や基礎・基本的な理解・能力・適性等を評価します。

4. 現職教員等（教諭6年以上の現職教員及び教育行政機関の職員）

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

筆記試験では、主として教職実践開発専攻に関する基礎・基本的な知識やコース内容に関連した専門的な知識を評価します。

口述試験では、主としてスクールリーダーに向けての意欲・姿勢及び選択したコースに関わる関心や基礎・基本的な理解・能力を評価します。

5. 現職教員等（管理職）（教諭6年以上の現職教員及び教育行政機関の職員）・現職管理職教員（教諭6年以上の現職管理職教員）

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

筆記試験では、主として教職実践開発専攻に関する基礎・基本的な知識や教育行政・学校経営に関連した専門的な知識を評価します。

口述試験では、主としてスクールリーダーに向けての意欲・姿勢及び教育行政・学校経営に関わる関心や基礎・基本的な理解・能力・適性等を評価します。

教育学研究科の概要や学生募集に関して不明な点や確認したい点等がありましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2890

なお、事前相談が必要なケースもありますので、内容を把握された上で早めの対応をお願いします。

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報、入学者選抜のほか、入学科等免除の選考及び奨学金貸与の選考に使用し、これ以外の目的に用いることはありません。ただし、個人を特定しない形で統計的な調査に使用する場合があります。

I 教育学研究科の概要

1 専攻の名称・目的

教職実践開発専攻（専門職学位課程[教職大学院]）を置き、学部における専門教育又は教職経験の基礎の上に、確かな教育観と幅広い視野を持ち、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校等の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成のための教育を行うことを目的とする。

専攻	コース	分野・領域
教職実践開発専攻 (専門職学位課程 [教職大学院])	教職実践高度化コース	教育行政・学校経営分野（管理職養成を含む）
		生徒指導・教育相談分野
		教育課程・授業研究分野
	教科領域指導力高度化 コース	言語教育系（国語、英語）領域
		理数教育系（数学、理科）領域
		社会認識教育系（社会）領域
		芸術教育系（音楽、美術）領域
	特別支援教育コース	スポーツ・生活科学教育系（保健体育、技術、 家庭）領域

Ⅱ 学生募集要項

1 専攻(コース)募集人員

専攻	コース	募集人員
教職実践開発専攻 (専門職学位課程 [教職大学院])	教職実践高度化コース	20人
	教科領域指導力高度化コース	
	特別支援教育コース	

備考

- (1) 募集人員は、教職実践高度化コース8～16人程度、教科領域指導力高度化コース6～12人程度、特別支援教育コース2～3人程度を目安とします。コース選択は、第2志望まで希望することができます。
- (2) 募集定員全体(20人)の2分の1程度は、現職教員等と現職管理職教員の受入れ枠とします。
- (3) 教職経験3年以上6年未満の常勤の現職教員で、休業制度による修学を希望する人は、一般の選抜方法によって受験することになります。

2 出願資格

次の〔基礎資格〕の(1)から(11)のいずれかを満たす人で、かつ〔教職に関する事項〕の①～⑤のいずれかにあてはまる人

※合格発表後であっても、「2 出願資格」に記載された要件を満たせなかった場合は、合格ならびに入学許可を取り消す場合があります。

〔基礎資格〕

- (1) 大学を卒業した人及び令和9年3月卒業見込みの人
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された人及び令和9年3月までに授与される見込みの人
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した人及び令和9年3月までに修了見込みの人
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した人及び令和9年3月までに修了見込みの人
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)又は専攻科(当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程(学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。)における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人及び令和9年3月までに修了見込みの人
- (6) 文部科学大臣の指定した人(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとして認められた人
- (8) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した人及び令和9年3月までに修了見込みの人
- (9) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係

- 機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された人及び令和9年3月までに授与される見込みの人
- (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した人にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた人
- (11) 本学大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した人と同等以上の学力があると認められた人で、令和9年3月31日までに22歳に達する人

※上記(7)、(10)及び(11)により、入学資格の認定を受けようとする人は、事前に審査が必要となるので、指定の期日(第1次募集時は令和8年8月17日(月)、第2次募集時は令和8年11月2日(月))までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2890)まで連絡してください。なお、この期限内に申し出がない場合は、願書を受け付けないことがあるので注意してください。(事前相談は随時受け付けますので、できるだけ早く御相談ください。)

[教職に関する事項]

- ①教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校もしくは特別支援学校の1種教員免許状を有する人、または令和9年3月末日までに取得見込みの人で初等教育、中等教育または特別支援教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人(注1、注2、注3)
- ②教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校もしくは特別支援学校の1種教員免許状を有し6年以上の教諭の教職経験を有する現職教員で確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー及び将来の指導主事等として優れた指導理論と実践力・応用力を備えたスクールリーダーを目指している人(注2、注3)
- ③教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校もしくは特別支援学校の1種教員免許状を有し3年以上6年未満の教諭の教職経験を有する現職教員でスクールリーダーへの道を視野に地域や学校における教員として確かな教育理論と優れた指導理論と実践力・応用力を備えた中堅教員を目指している人(注2、注3)
- ④教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校の1種教員免許状を有し6年以上の教諭の教職経験を有する現職管理職教員で、スクールリーダーとして、確かな教育理論と地域や学校での優れた指導力を備え、学校経営を展開する管理能力を備えた校長を目指している人(注3、注4)。
- ⑤教育職員免許法によるいずれの学校種の教員免許も有していないが、大学卒業後に、常勤3年以上の社会人経験を有する人で教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人(注1、注3)

(注1) 上記の①で出願しようとする人で、幼稚園、高等学校の1種教員免許状の各々またはいずれか一方のみ取得(または取得見込み)しているが、小学校、中学校のいずれの1種教員免許状も有していない人、又は⑤で出願しようとする人は、長期在学制度を利用し、在学期間が3~4年になる可能性があります。また、事前相談が必要となるので、指定の期日(第1次募集時は令和8年8月21日(金)、第2次募集時は令和8年11月6日(金))までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2890)まで連絡してください。なお、確認が必要な書類を整えるために時間を要するケースもありますので、できるだけ早目にお問い合わせください。

(注2) 中学校及び高等学校の1種教員免許状を有する人、または指定期日までに取得見込みの人の受験資格については、29頁の「5 取得可能な教員免許状(専修免許状)」に掲載されている教科の1種免許状を有する人もしくは取得見込みの人(高等学校「工業」単独を除く)に限定します。

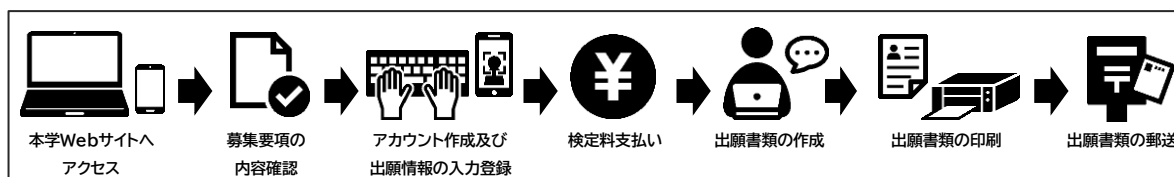
(注3) コースによって取得できる教員免許状(専修免許状)が異なります。詳細は、「5 取得可能な教員免許状(専修免許状)」(29頁)をご覧ください。

(注4) 教職実践高度化コースの教育行政・学校経営分野で管理職養成を希望する現職教員等ならびに現職管理職教員の人は、必ず事前相談が必要になります。指定の期日(第1次募集時は令和8年8月21日(金)、第2次募集時は令和8年11月6日(金))までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2890)まで連絡してください。

3 出願手続

本学の出願方法は、Web出願の受付のみとなっています。Web出願システムで、出願情報を入力・登録し、検定料を支払う(以下、「Web出願登録という。’)だけでは、出願完了とはなりません。出願期間内に「(3)出願書類」の窓口への持参又は郵送(出願期間内に必着)を済ませ、内容に不備がなかった場合、出願完了となります。

(1) Web出願の流れ



① Web出願システム

Web出願システムへは、本学Webサイト

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/graduate-exam/webapply.html>

からアクセスし、Web出願登録を行ってください。

システムについては、パソコンからの操作を推奨します。



② 提出書類の提出先

〒889-2192 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学教育学部教務・学生支援係

(注) 郵送する場合は、市販の角形2号封筒(240mm×332mm)に(3)の出願書類を全て入れ、封筒の表に「大学院教育学研究科入学願書在中」と朱書きし、必ず書留・速達郵便で送付してください。

(2) 出願期間

【第1次募集】令和8年8月17日(月)～8月28日(金)

【学力検査筆記試験免除を希望する場合】令和8年8月17日(月)～8月21日(金)※厳守

【第2次募集】令和8年11月2日(月)～11月13日(金)

【学力検査筆記試験免除を希望する場合】令和8年11月2日(月)～11月6日(金)※厳守

- ① 第2次募集は、第1次募集の合格者が募集人員に満たない場合に実施する予定です。
- ② 持参の場合は、午前9時から午後5時まで受け付けます。ただし祝日を除きます。
- ③ 郵送の場合は、「書留速達」とし、各募集の最終日必着とします。
- ④ Web出願システム登録の事前登録期間として、第1次募集は令和8年（2026年）8月10日（月）から、第2次募集は令和8年（2026年）10月26日（月）から事前に登録可能です。なお、Web出願登録システムにおいて出願情報の登録を完了しただけでは、出願手続きが完了したことにはなりません。その後、入学検定料を支払い、出願期間内に以下の「(3) 出願書類」を全て持参または郵送することで出願が完了となります。

(3) 出願書類

①Web出願システムに入力し、印刷するもの（印字されている内容に誤りがないか確認してください。）

出願書類	摘要	各選抜方法による出願書類				
		大学卒業見込み・卒業者等	社会人経験	現職教員	現職教員等	現職管理職教員
志願票	Web出願登録及び入学検定料支払い後、A4用紙に印刷したもの。検定料支払い後は、 <u>登録内容の変更ができませんので支払い前に間違いがないか十分確認してください。</u>	○	○	○		○
履歴書	検定料支払い後、Web出願システムの必要書類から入力し、A4用紙に印刷したもの。 <u>登録後は、登録内容の変更ができませんので、間違いがないか十分確認してください。</u>	○	○	○		○
志望理由書	検定料支払い後、Web出願システムの必要書類から入力し、A4用紙に印刷したもの。 ①これまで取り組んできた教育の課題や実践・研究等の概要及び②入学後取り組みたい教育の課題や実践の概要を記載すること。上限は800字。 <u>登録後は、登録内容の変更ができませんので、間違いがないか十分確認してください。</u>	○	○	○		○

②Web出願システムにアップロードする必要があるもの

出願書類	摘要	各選抜方法による出願書類				
		大学卒業見込み・卒業者等	社会人経験	現職教員	現職教員等	現職管理職教員
証明写真	志願者本人の顔写真のアップロードを行ってください。 (注) 写真は、志願者本人と判別できるもので、カラー・上半身・無修正・無帽・正面向き・無背景・直近3か月以内に撮影した100KB～5MBサイズのjpg又はpngデータを使用してください。	○	○	○		○

③出願者が準備する各種証明書

各種証明書は、原本を提出してください。（コピー不可、6ヶ月以内に取得したもの）

出願書類	摘要	各選抜方法による出願書類				
		大学卒業見込み・卒業者等	社会人経験	現職教員	現職教員等	現職管理職教員
卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書	出身大学長又は学部長等が作成したもの	○	○	○		○

成績証明書	出身大学長又は学部長等が作成したもの (なお、他大学等(短期大学、高等専門学校を含む)から編入学をしている場合は、 編入以前の成績もわかるもの)	○	○	○	○
教育職員免許状授与証明書 又は教育職員免許状の写し	免許状を授与した都道府県教育委員会が作成したもの	該 当 者			

④ 本学ホームページからダウンロードし作成する出願書類

URL : <https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/graduate-exam/selection/kyouiku.html>



出願書類	様式	摘要	各選抜方法による出願書類						
			大学卒業 見込み・ 卒業者等	社会人 経験	現職 教員	現職教員等	現職 管理職 教員		
これまで取り組んできた 教育課題や実践及び研究 等の調書	様式 1	本学所定の様式に記載すること 研究報告・論文・作品等(A4判写し ※表 紙・目次・奥付等の出願者が執筆したこと が分かる該当頁とその執筆箇所の該当頁) を添付すること 受賞した論文等につい ては、賞状等の受賞したことが分かる書類の 写しを添付すること				○ (筆記試験代替措置の希望者 のみ)			
学校における実習の 免除希望申請書	様式 2	本学所定の様式に記載すること 研究授業、実践記録等のA4判写しを添付 すること 自主的に受講した研修会の受講 証明に関する書類の写しを添付すること				○ (実習の一部免除の希望者のみ)			
宮崎県教育委員会派遣・ 宮崎大学教育学部附属学 校園派遣の現職教員等学 生及び現職管理職教員学 生の修学意向確認書	様式 3	本学所定の様式に記載すること				○			
短期履修申請書	様式 4	本学所定の様式に記載すること				○ (実習の一部免除の希望者 のみ)			
長期履修申請書	様式 5	本学所定の様式に記載すること		○ (長期履修の申 請希望者のみ)					
在職証明書	様式 6	本学所定の様式に記載すること		○					
受験承諾書	様式 7	大学院に在籍している人は、在籍している 大学院の学長又は研究科長の受験承諾書	該 当 者						
	様式 7	現に学校及び教育行政機関に専任として在 職している者で現職のまま入学を希望する 人は、本学所定の様式により、所属長の作 成した受験承諾書と県教育長の承諾書、市 町村立学校教員等・管理職についてはさら に市町村教育長の承諾書を併せて提出する こと			○	○	○	○	○
	様式 8				○	○	○	○	○
	様式 9		※様式 9 については県立学校は不要			○	○	○	○
筆記試験免除申請書	様式 10	本学所定の様式に記載すること 手書きで記載すること	○ (筆記試 験免除希 望者の み)						
受験教科選択登録書	様式 11	本学所定の様式に記載すること 教科領域指導力高度化コースを第一志望と する受験者のみ	○	○	○		○		
出願書類郵送宛名書き 用紙	様式 12	本学所定の様式に必要な事項を記入し、定形 封筒(角形2号)に貼付のうえ書類を持参 あるいは郵送すること	○	○	○		○		

【注意事項】

- ア 「2. 出願資格 [基礎資格] (2)」による出願者のうち、学位を授与された者は、大学改革支援・学位授与機構が発行する学士の学位授与証明書、学位授与見込みの者は、在学する専攻科の修了見込証明書及び学位を申請する予定である旨の所属短期大学長又は高等専門学校長の証明書を提出すること。
- イ 外国人で入学を志願する者は、在留カードの写し(両面)又は住民票の写し及び身元引受人の承諾書を提出すること。
- ウ 出願書類に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- エ 出願書類受理後は、いかなる理由があっても書類の返却・記載事項の変更には応じません。
- オ 出願書類に不正な事実があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

(4) 検定料の支払い

① 検定料 30,000 円

検定料に加えて、支払方法に応じたシステム利用料が必要です。クレジットカード決済は600円、コンビニ決済及びPay-easy決済は300円です。

国費外国人留学生、本学の指定する激甚災害により被災した志願者については、検定料の支払いは不要です。出願前に必ず宮崎大学教育学部教務・学生支援係へ連絡してください。

※ 激甚災害により被災した志願者の入学検定料免除について

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/admission/nk-menjo.html>



② 支払方法

クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy決済が利用できます。

(注) 1. 支払いが完了すると、出願情報の修正はできません。必ず支払い前に入力した情報(特に、出願先や住所)に間違いがないか確認してください。

2. 提出書類受理後は、いかなる理由があっても検定料の返還には応じません。

ただし、検定料の支払い後、出願しなかった場合あるいは検定料を誤って二重に支払った場合は、返還手続きを行うことができますので、期限内に手続きを行ってください。なお、期限を過ぎてからの請求には一切応じません。

返還手続き方法は、以下の URL を確認してください。

※ 入学検定料返還手続きについて

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/admission/nk-henkan.html>



(5) 出願手続き完了及び受験票の印刷

出願手続きが完了した者には、1次募集は令和8年9月2日(水)、2次募集は令和8年11月18日(水)以降に、Web出願システムより受験票の印刷が可能になった旨を出願登録で登録したメールアドレス宛に送りますので、必ずWeb出願システムにログインし確認してください。A4判で印刷して試験当日必ず持参してください。1次募集は令和8年9月2日(水)、2次募集は令和8年11月18日(水)以降に受験票が確認できない場合には、宮崎大学教育学部教務・学生支援係へ連絡してください。

(6) 募集要項の請求

募集要項の請求は、封筒に「大学院教育学研究科学生募集要項請求」と朱書きして、あて名明記のレターパック、または切手を貼付した返信用封筒(角型2号)を同封のうえ、次の宛先に郵送してください。なお、普通郵便希望の場合はレターパックライト、または320円分の切手を貼付した封筒を、速達希望の場合はレターパックプラス、または620円分の切手を貼付した封筒を同封してください。

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2890

4 障がい等のある入学志願者の事前相談

障がい等があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする人は、出願書類提出前に宮崎大学学び・学生支援機構入試課へご相談ください。相談内容によっては本学において事前の準備を必要とする場合がありますので、できるだけ早急にご相談ください。

下表に相談例を示しますので参考にしてください。ただし、この相談例に限定するものではありません。

(1) 相談期限

【第1次募集】令和8年7月17日（金）まで

【第2次募集】令和8年10月2日（金）まで

出願締切後に、不慮の事故のため受験上・修学上の配慮を必要とされる場合については、早急に宮崎大学学び・学生支援機構入試課へ連絡してください。

(2) 相談方法

宮崎大学のホームページから相談申請書をダウンロードして、次の内容を記載し、医師の診断書等を添えて提出してください。（郵送可）

- ア. 志願者氏名・志望(コース)
- イ. 障がい等の種類・程度
- ウ. 受験上、修学上の配慮を希望する事項
- エ. 出身大学でとられていた配慮事項
- オ. 日常生活の状況
- カ. 住所及び連絡先の電話番号

なお、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る関係者との面談等を行うことがあります。※相談申請書ダウンロード先：<https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/admission/1789-2.html>

(3) 相談先

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
宮崎大学学び・学生支援機構入試課
TEL 0985-58-7138 FAX 0985-58-2865（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

相 談 例	
①視覚障がい	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難なもの
②聴覚障がい	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は困難なもの
③肢体不自由	1. 肢体不自由により、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難なもの 2. 肢体不自由により、常時の医学的観察指導を必要とするもの
④病 弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患により、医療又は生活規制を必要とするもの 2. 身体虚弱により、生活規制を必要とするもの
⑤発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のため配慮を必要とするもの
⑥そ の 他	①～⑤以外の者で配慮を必要とするもの

5 修了要件ならびに教育職員免許状取得に関するお知らせ

[「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(こども性暴力防止法)の施行に関する事項]

① 学校等における実習及び児童等と接する諸活動実施前の犯罪事実確認について

法の施行日(令和8年12月25日を予定)以降、学校等における実習(本研究科では「基礎能力発展実習(附属学校)」、「教育実践開発研究実習(連携協力校)」、「メンターシップ実習(附属学校:現職教員等学生)」、「特別支援基礎能力発展実習(新卒既卒学生)」、「コーディネーター実習(現職教員等学生)」等が該当)及び児童等と接する諸活動を行う前に、実習施設から法に基づく「犯罪事実確認」(特定性犯罪前科(※)の有無の確認)が行われる可能性があります。

この手続において特定性犯罪前科が確認された場合、こども性暴力防止法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができません。

※ 特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪(成人に対する性犯罪を含む。)について、一定期間内(拘禁刑は刑の執行終了等から20年、執行猶予は裁判確定から10年、罰金は刑の執行終了等から10年)の前科を指します。

② 修了要件について

本研究科の教育課程においては、教育実習等が修了のために必須の科目となっています。

したがって、学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができない場合、修了要件を満たすことができず、原則、修了することができません。

③ 教員免許状の取得について

専修免許状を取得するためには大学院を修了することが必要であるため、②の記載にあるとおり修了要件を満たすことができない場合、専修免許状の取得ができません。

④ 入学手続き時及び入学後の対応について

本学では、入学手続き時に以下の同意書及び誓約書を提出いただきます。

- ・実習施設等が行う「犯罪事実確認」への同意書
- ・特定性犯罪前科がないことについての誓約書

また、入学後に該当する実習等を行う段階で、再度、上記誓約書の提出を求めます。

(参考) 制度の詳細はこちらをご覧ください。

こども家庭庁HP「こども性暴力防止法(学校設置者および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」

リンク : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

本件問い合わせ先 : 宮崎大学学び・学生支援機構教育企画課 gakukyo@miyazaki-u.ac.jp

6 選抜方法

(1) 大学卒業見込み・卒業者等の選抜方法

入学者の選抜は学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。各コースの受験者は、必修科目及び各自が出願した第一志望のコースのコース別科目を受験してください。ただし、書類審査により筆記試験の一部又は全部を免除することができます。

〈学力検査(筆記試験及び口述試験)を受ける場合〉

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験		口述試験
		コース別科目	必修科目	
教職実践開発	教職実践高度化	各分野(教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究)に関する問題の中から一つ選択	教職実践開発専攻共通問題	教職全般及びコースに関わる内容についての試問
	教科領域指導力高度化	各教科領域(言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系)に関する問題の中から教科を一つ選択(注1)		
	特別支援教育	特別支援教育に関する問題		

(注1)教科領域の各教育系は、()内の教科を含みます。

言語教育系(国語、英語)、理数教育系(数学、理科)、社会認識教育系(社会)、芸術教育系(音楽、美術)、スポーツ・生活科学教育系(保健体育、技術、家庭)

〈学力検査筆記試験免除を希望する場合〉

① 対象

令和9年3月末日までに小学校、中学校、特別支援学校のいずれかの教諭普通免許状1種を取得見込み及び大学卒業見込みの人、または小学校、中学校、特別支援学校のいずれかの教諭普通免許状1種を取得し大学卒業後3年以内(願書出願時)の人です。ただし、高等学校教員免許のみ有する人、または取得見込みの人は除きます。

② 手続

筆記試験の一部又は全部の免除を希望する人は、出願期間の前半1週間の以下の期間に、筆記試験免除申請と出願手続をしてください。筆記試験免除申請の出願期間以降に出願手続をしても、筆記試験免除申請は受け付けられませんのでご注意ください。

筆記試験免除申請の出願期間：

【第1次募集】令和8年8月17日(月)～8月21日(金)

【第2次募集】令和8年11月2日(月)～11月6日(金)

※第2次募集は、第1次募集の合格者が募集人員に満たない場合に実施する予定です。

③ 提出書類

所定の出願書類及び以下の筆記試験免除の提出書類を上記筆記試験免除申請の出願期間中に提出してください。書類審査の結果に基づき、筆記試験の一部免除、全部免除(コース別科目、必修科目の両方またはいずれかの免除)を決定します。

(1) 履修した教職に関する科目等の一覧及び該当する科目のシラバス

※宮崎大学卒業見込み及び卒業者の場合は提出不要。

様式10-1 (小学校の教職に関する科目)：小学校教員志望者用

様式10-2 (中学校の教職に関する科目)：中学校教員志望者用

様式10-3 (小学校もしくは中学校の教職に関する科目と特別支援教育に関する科目)：
特別支援学校教員志望者用

(2) 教育実習の概要

様式10-4

※教科領域指導力高度化コースを志望する人は、教育実習中に実施した研究授業の学習指導案の写しを

添付すること。

(3) 学力に関する証明書

※宮崎大学卒業見込み及び卒業者の場合は提出不要。

④ 審査結果について

審査結果は、指定の期日（第1次募集時は令和8年9月11日（金）、第2次募集時は令和8年11月27日（金））に郵便にて発送します。免除不可科目については、筆記試験を受けてください。

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験		口述試験
		コース別科目	必修科目	
教職実践開発	教職実践高度化	審査により、認められれば免除認められなかった場合は、学力検査を受ける場合の科目を受験	審査により、認められれば免除認められなかった場合は、学力検査を受ける場合の科目を受験	教職全般及びコースに関わる内容についての試問
	教科領域指導力高度化			
	特別支援教育			

(2) 常勤3年以上の社会人経験者の選抜方法

常勤3年以上の社会人経験者の選抜方法は、学力検査（筆記試験（小論文）及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験	口述試験
教職実践開発	教職実践高度化	教育に関する小論文	教職全般及びコースに関わる内容についての試問
	教科領域指導力高度化		
	特別支援教育	特別支援教育に関する小論文	

(3) 現職教員（教諭3年以上6年未満の現職教員）の選抜方法

入学者の選抜は学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。各コースの受験者は、必修科目及び各自が出願した第一志望のコースのコース別科目を受験してください。

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験		口述試験
		コース別科目	必修科目	
教職実践開発	教職実践高度化	各分野（教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究）に関する問題の中から一つ選択	教職実践開発専攻共通問題	教職全般及びコースに関わる内容についての試問
	教科領域指導力高度化	各教科領域（言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系）に関する問題の中から教科を一つ選択（注1）		
	特別支援教育	特別支援教育に関する問題		

（注1）教科領域の各教育系は、（ ）内の教科を含みます。

言語教育系（国語、英語）、理数教育系（数学、理科）、社会認識教育系（社会）、芸術教育系（音楽、美術）、スポーツ・生活科学教育系（保健体育、技術、家庭）

(4)現職教員等（教諭6年以上の現職教員及び教育行政機関の職員）の選抜方法

入学者の選抜は、学力検査(筆記試験及び口述試験)及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。各コースの受験者は、必修科目及び各自が出願した第一希望のコースのコース別科目を受験してください。

ただし、学校等における教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等をもって、学力検査の筆記試験と代替することができます。

〈学力検査(筆記試験及び口述試験)を受ける場合〉

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験		口述試験
		コース別科目	必修科目	
教職実践開発	教職実践高度化	各分野(教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究)に関する問題の中から一つ選択		教職全般及びコースに関わる内容についての試問
	教科領域指導力高度化	各教科領域(言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系)に関する問題の中から教科を一つ選択(注1)		
	特別支援教育	特別支援教育に関する問題		

(注1) 教科領域の各教育系は、()内の教科を含みます。

言語教育系(国語、英語)、理数教育系(数学、理科)、社会認識教育系(社会)、芸術教育系(音楽、美術)、スポーツ・生活科学教育系(保健体育、技術、家庭)

〈学力検査(筆記試験)の代替措置を希望する場合〉

① 提出書類

学力検査の筆記試験の代替を希望する場合には、以下の事前審査の必要書類を所定の出願書類と併せて出願期間中に提出してください。書類審査の結果に基づき、代替措置の可否を決定します。

審査対象とする教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等については、次のとおりとします(A4判写し ※表紙・目次・奥付等の出願者が執筆したことが分かる該当頁とその執筆箇所の該当頁を提出)。

受賞した論文等については、賞状等の受賞したことが分かる書類の写しを添付してください。

- (1) 教育に関する理論及び実践に関する著書
- (2) 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告
- (3) 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他特別活動、道徳教育、教科等の研究会における報告書
- (4) その他の教育実践に関する報告書等

② 審査結果について

審査結果は、指定の期日(第1次募集時は令和8年9月11日(金)、第2次募集時は令和8年11月27日(金))に郵便にて発送します。代替措置の結果が不可の場合、筆記試験を受けてください。提出書類は返却しません。

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験		口述試験
		コース別科目	必修科目	
教職実践開発	教職実践高度化	審査により、認められれば免除認められなかった場合は、学力検査を受ける場合の科目を受験	審査により、認められれば免除認められなかった場合は、学力検査を受ける場合の科目を受験	教職全般及びコースに関わる内容についての試問
	教科領域指導力高度化			
	特別支援教育			

(5) 現職教員等（管理職）（教諭6年以上の現職教員及び教育行政機関の職員）・現職管理職教員（教諭6年以上の現職管理職教員）の選抜方法

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。受験者は、必修科目及びコース別科目（教育行政・学校経営に関する問題）を受験してください。ただし、学校等における教育実践に関する取組の報告書や研究業績等をもって、学力検査の筆記試験と代替することができます。

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験		口述試験
		コース別科目	必修科目	
教職実践開発	教職実践高度化	教育行政・学校経営に関する問題	教職実践開発専攻共通問題	教職全般及びコースに関わる内容についての試問

〈学力検査筆記試験の代替措置を希望する場合〉

① 提出書類

学力検査の筆記試験の代替を希望する場合には、以下の事前審査の必要書類を所定の出願書類と併せて出願期間中に提出してください。書類審査の結果に基づき、代替措置の可否を決定します。

審査対象とする教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等については、次のとおりとします（**A4判写し ※表紙・目次・奥付等の出願者が執筆したことが分かる該当頁とその執筆箇所の該当頁**を提出）。受賞した論文等については、賞状等の受賞したことが分かる書類の写しを添付してください。

- (1) 教育に関する理論及び実践に関する著書
- (2) 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告
- (3) 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他特別活動、道徳教育、教科等の研究会における報告書
- (4) その他の教育実践に関する報告書等

② 審査結果について

審査結果は、指定の期日（第1次募集時は令和8年9月11日（金）、第2次募集時は令和8年11月27日（金））に郵便にて発送します。代替措置の結果が不可の場合、筆記試験を受けてください。提出書類は返却しません。

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験		口述試験
		コース別科目	必修科目	
教職実践開発	教職実践高度化	審査により、認められれば免除認められなかった場合は、学力検査を受ける場合の科目を受験	審査により、認められれば免除認められなかった場合は、学力検査を受ける場合の科目を受験	教職全般及びコースに関わる内容についての試問

Ⅲ 学力試験の日程等

1 学力試験の日程

【第1次募集】

入学試験日 令和8年9月26日（土）
 試験場 宮崎大学教育学部
 集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室（18頁参照）

【第2次募集】

入学試験日 令和8年12月6日（日）
 試験場 宮崎大学教育学部
 集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室（18頁参照）

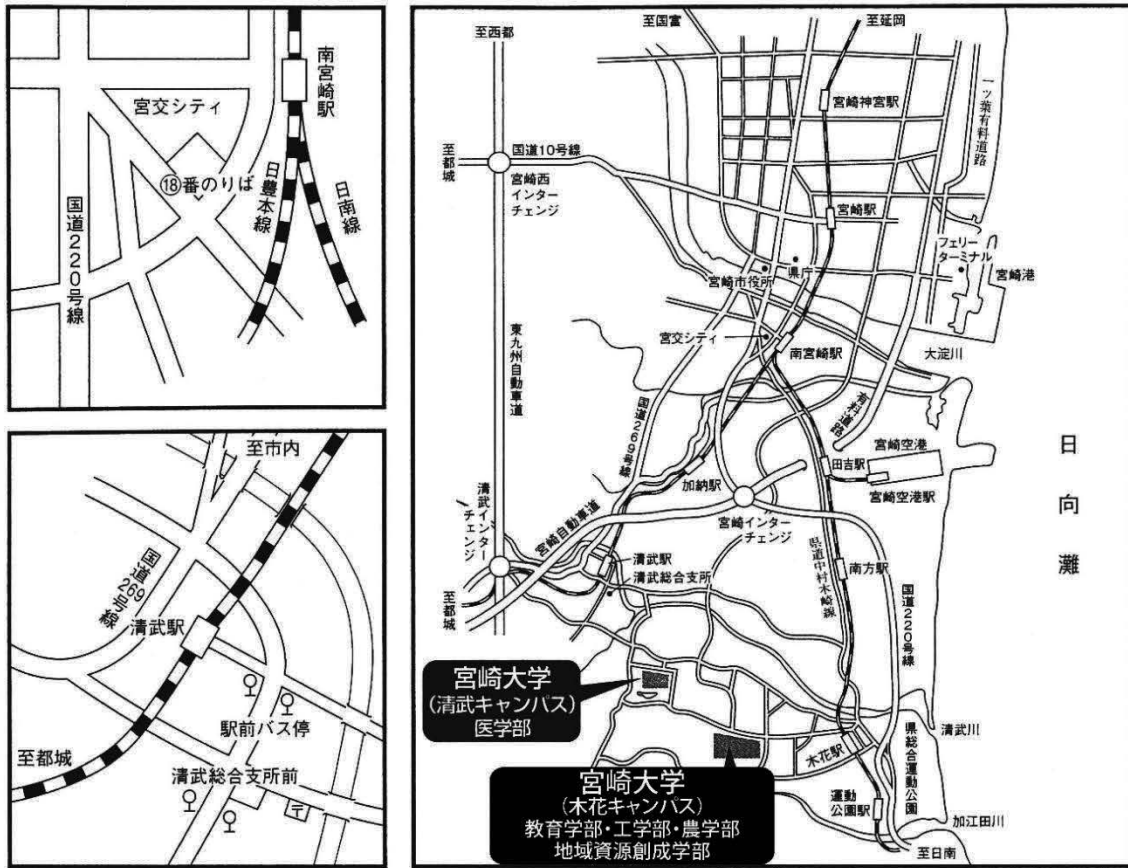
※第2次募集は、第1次募集の合格者が募集人員に満たない場合に実施する予定です。

入試の 区分	大学卒業見込み・卒業者等・ 現職教員選抜 (教諭3年以上6年未満の現職教員)				社会人 経験者 選抜 (常勤3年 以上の社会 人経験者)	現職教員等選抜 (教諭6年以上の現職教員、 教育行政機関の職員)		現職管理職教員 ・現職教員等 (管理職)選抜 (教諭6年以上の現職教員、 教育行政機関の職員)	
	筆記試験免除の対象者					筆記試験 代替措置 の対象者	筆記試験 代替措置 の対象者		
	全部	コース別 科目のみ	必修科目 のみ						
集合時刻	8:30	13:30	10:30	8:30	10:30	8:30	13:30	8:30	13:30
コース別 科目	9:00～ 10:30			9:00～ 10:30		9:00～ 10:30		9:00～ 10:30	
必修科目	11:00～ 12:30		11:00～ 12:30		11:00～ 12:30	11:00～ 12:30		11:00～ 12:30	
口述試験	14:00～	14:00～	14:00～	14:00～	14:00～	14:00～	14:00～	14:00～	14:00～

(注1)：試験の内容については、12～15頁を確認してください。

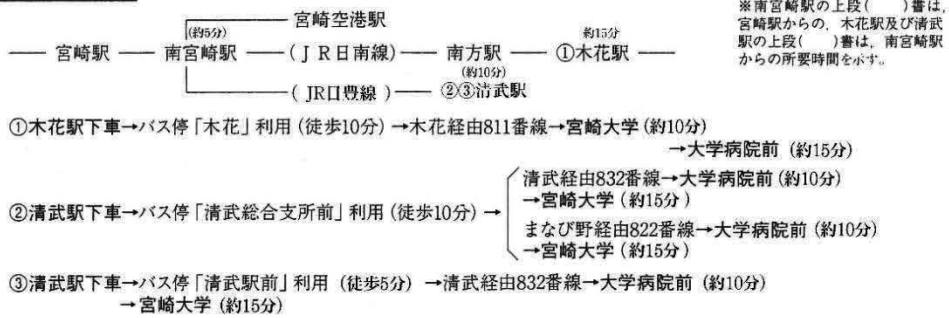
(注2)：受験票を必ず持参してください。

2 宮崎大学位置図



交通案内

J R



バス

- ①木花台經由(宮崎交通811番線)
 宮崎駅バスセンター—宮交シティ—国富小前—木花—宮崎大学(約40分)
 —大学病院前(約45分)
- ②まなび野經由(宮崎交通822番線)
 宮崎駅バスセンター—宮交シティ—農高前—県立看護大学—清武総合支所前
 —大学病院前(約45分) — 宮崎大学(約50分)
- ③清武經由(宮崎交通832番線)
 宮崎駅バスセンター—宮交シティ—産経大入口—加納小入口—清武総合支所前
 —大学病院前(約40分) — 宮崎大学(約45分)
- ※医学部試験場で受験する人は「大学病院前」下車となります。

タクシー

J R 宮崎駅から	約35分	J R 南宮崎駅から	約25分
J R 木花駅から	約10分	J R 清武駅から	約15分
宮崎空港から	約20分		

3 入学試験集合場所案内図

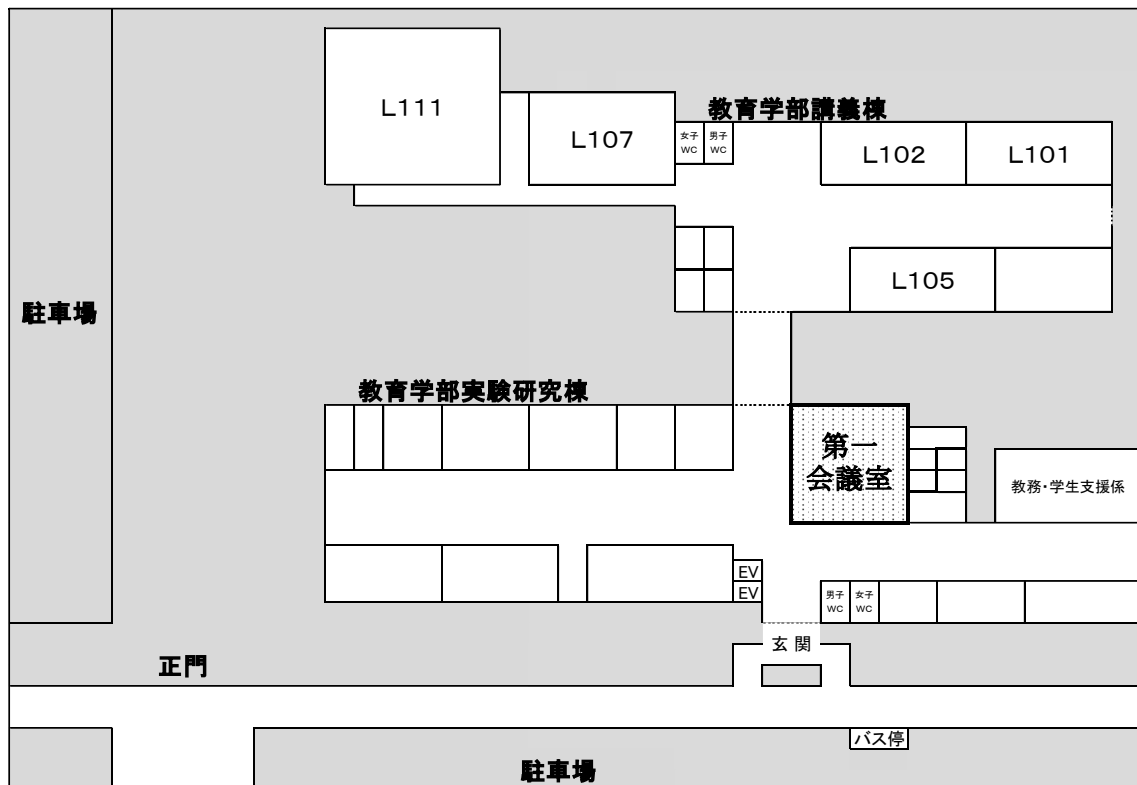
【第1次募集】

入学試験日 令和8年9月26日(土)
試験場 宮崎大学教育学部
集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室

【第2次募集】

入学試験日 令和8年12月6日(日)
試験場 宮崎大学教育学部
集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室

※第2次募集は、第1次募集の合格者が募集人員に満たない場合に実施する予定です。



4 合格発表

【第1次募集】令和8年10月14日(水)午前9時

【第2次募集】令和8年12月23日(水)午前9時

- (1) 合格発表時は教育学部正面玄関付近の掲示板に掲示するほか、合格者本人に郵送にて通知します。
なお、電話等による問い合わせには一切応じません。
- (2) 合格者の受験番号を本学部ウェブサイトには次のとおり掲載しますが、公式の合格者の発表は(1)に記載しているとおります。

URL <https://www.miyazaki-u.ac.jp/edu/graduate/>

掲載予定日時 合格発表日の正午頃

5 入学料及び授業料

○入学料：282,000 円

- (注1) 法令改正により金額が変更になる場合があります。
 - (注2) 入学料については、免除の制度があります。
 - (注3) 納入された入学料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。
 - i. 入学料を払い込んだが、入学手続きをしなかった場合
 - ii. 入学料を誤って二重に払い込んだ場合
- ※返還にかかる手数料は、原則、納入者の負担とします。

○授業料：535,800 円（年額）（前期分 267,900 円、後期分 267,900 円）

- (注1) 授業料は、新学期開始後に納入していただくことになります。
- (注2) 授業料については、免除の制度があります。
- (注3) 授業料の納入は、預金口座からの「口座振替」とします。
前期の口座振替日は1年次は5月下旬頃、2年次以降は4月下旬頃の予定です。
後期の口座振替日は10月下旬頃の予定です。
- (注4) 授業料に改定があった場合は、改定後の授業料を納入していただくことになります。
- (注5) 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

授業料に関する事項は以下のウェブサイトに記載しますのでご確認ください。

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/campus-life-info/school-and-admissionfee/>

※入学料及び授業料に関しての問い合わせ：宮崎大学財務部財務課出納係 (TEL 0985-58-7122)

6 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人宮崎大学個人情報保護規則」に基づいて取り扱います。
- (2) 出願に当たって取得した氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用します。
- (3) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (4) 上記（2）及び（3）の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より該当業務の委託を受けた業者において行うことがあります。
- (5) 出願に当たって取得した個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、入学料免除、授業料免除、奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用します。

IV 教育学研究科案内

1 教職実践開発専攻（専門職学位課程）〔教職大学院〕の概要

(1) 特徴

- ① 宮崎県及び宮崎市の教育行政機関と連携して、教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、及び教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に必要な不可欠な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成を行います。現職教員等については大学院設置基準第14条の履修制度を利用した修学も可能です。また、大学卒業後常勤3年以上の社会人経験を有するものの、教員免許状を取得していない人にも、教職としての高度の実践力・応用力を備えた新人教員への道を開いています。
- ② 「教職実践高度化コース」「教科領域指導力高度化コース」及び「特別支援教育コース」の3コースを開設しています。
- ③ いずれのコースも、i)教員免許状取得見込み大学卒業予定者・取得済み大学卒業者、ii)3年以上の常勤経験を有する現職の教員（ただし3年以上6年未満の経験者は、原則的に、一般の学生に準じた扱いとします。）、iii)大学卒業後社会人経験を有する教員免許状未取得者を対象としています。ただし、教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野のうち、管理職養成については、6年以上の教諭経験を有する現職教員等または副校長職や教頭職の教員を対象としています。
- ④ 修了年限は、2年を原則とします。なお、大学卒業後社会人経験を有する教員免許状未取得者については、希望する教員免許状1種の取得に必要な単位を学部で履修する必要から3～4年間の修学（長期在学制度）を原則とします。また「教職実践高度化コース」、「教科領域指導力高度化コース」での修学を希望する6年以上の教諭経験を有する現職教員等の場合、教育実習の一部免除による短期履修制度を申請することも可能ですが、やむを得ない事情がある場合のみに限られます。
- ⑤ 修了要件は、各コースとも共通領域科目22単位、各コース必修・選択科目12単位、自由選択科目2単位、教育実習科目10単位、目標達成確認科目2単位、総計48単位の修得が必要です。ただし、「教職実践高度化コース」、「教科領域指導力高度化コース」での修学を希望する6年以上の教諭経験を有する現職教員等については、申請により教育実習科目10単位のうち、「実地研究実習Ⅰ」（3単位）及び「実地研究実習Ⅱ」（3単位）を、審査により免除することができます。3年以上6年未満の教諭経験を有する現職教員については、教育実習科目10単位のうち、「基礎能力発展実習」（4単位）を、審査により免除することができます。「特別支援教育コース」での修学を希望する6年以上の教諭経験を有する現職教員等については、申請により教育実習科目10単位のうち、「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」（3単位）及び「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」（3単位）を、審査により免除することができます。「教職実践高度化コース（教育行政・学校経営分野）」での修学を希望する現職管理職教員ならびに現職教員等（管理職）については、教育実習科目10単位のうち、「学校教育高度化実践研究実習」（3単位）及び「教育実践高度化開発研究実習」（3単位）を、審査により免除することを原則とします。
- ⑥ 共通領域科目及び各コース科目の授業は、教育に関する理論と実践の融合を視野に入れて、専任の研究者教員、実務家教員及び学部との兼任教員の協働によって進められます。
- ⑦ 各コースとも、現職の教員、大学卒業見込み・卒業者等及び社会人経験者の学修歴やキャリアに配慮した内容や学習方法を準備しています。
- ⑧ 修了者には、専門職学位「教職修士（専門職）」が授与されます。また、各校種の専修免許状が取得できます。

(2) 各コースの特色（現職教員等、現職教員、現職管理職教員の区分については、表紙裏ページを参照）

【教職実践高度化コース】

教職実践高度化コースは、「教育行政・学校経営分野」、「生徒指導・教育相談分野」、「教育課程・授業研究分野」という3つの分野から学生自身がどの分野を中核として学ぶかを選択し、学生それぞれの学習歴・実務歴に合った学びのプロセス構築が可能になっています。各分野に関する教育理論を学修するとともに、学校現場での事例分析等、理論を活用した具体的な実践の意義づけとそれを踏まえた実践プランの再構築といった、理論と実践の往還を可能とする自立的・共同的な成長する教員としての資質・能力の修得を目指した科目を取り入れています。また、教育行政・学校経営分野には管理職養成を担う科目を設定しており、将来の管理職をめざす現職教員等（教諭6年以上の現職教員及び教育行政機関の職員）などを対象に、キャリアに合わせた学習が可能な構成になっています。

[教育行政・学校経営分野]

教育行政・学校経営分野では、教育現場で求められる規範や合理的思考を身につけます。具体的な学習内容として、教育法規をはじめとして、経営マネジメント、教員評価の方法、教員研修の開発、地域連携の在り方など、学校のみドルリーダースクールリーダースとして必要な知識とスキルを学べます。さらに将来、行政職登用試験を経て教育委員会事務局で勤務しう人材として必要な知識も学べます。

ストレート院生にとっては、教科活動以外の校務の内容や取り組み方を早期に学ぶこととなります。着任してからキャリアを積むほど、教職大学院での学びが発揮されていくことを実感することとなります。

現在、教育行政・学校経営分野は、文部科学省と教職員支援機構（Nits）が進める「教員の養成・採用・研修の三位一体改革」に対応した教員研修の再編に対して、宮崎県教育委員会教職員課と宮崎県教育研修センターと連携して、「研修履歴システムの開発」と「教員研修コンテンツ開発」に取り組んでいます。これらの連携事業に、課題研究として取り組むことも可能です。

[生徒指導・教育相談分野]

生徒指導・教育相談分野では、SST や構成的グループエンカウンターなどの技法を用い、レジリエンス教育、スクールワイドPBSといった場で、発達支援的・課題予防的生徒指導を中心に、QU やアセス、代表的な知能検査、その他のアセスメントの実施や結果に基づいて、指導や支援を構成し実践するための知見と技量を高めます。

また、教育支援教室、児童自立支援施設、鑑別所等で学びを拡げています。さらに、教育相談における傾聴技法や通常の学級に在籍する発達障害の特性をもつ児童・生徒の理解、ケースフォーミュレーションやカンファレンスなど、支援を計画・実践するための知見と技量を高めます。

この分野の科目は、学校心理士（一般社団法人学校心理士認定運営機構）の資格取得に合致した構成になっています。

これまでの課題研究は、「抑うつ予防プログラム」が「社会的問題解決」を介して「レジリエンス教育」へ、また、「生徒指導上の教職スキル」から「スクールワイドPBSの第1層支援」へと融合・進化しながら行われてきました。時代に即した課題に対して、主に心理学的な実践や調査の研究技法を用いて科学的な視野での研究に取り組んでいます。

[教育課程・授業研究分野]

教育課程・授業研究分野では、学習集団づくりを含めた授業実践力を育成するために、授業づくりや授業分析の手法を学び、授業の相互検討や議論を通して、自分自身の授業実践を省察する力を育成します。また、熟練教師の授業視察・検討を通して、学校現場のさまざまな状況や子どもの実態に応じた指導の手立てや授業のあり方を学習します。

教育課程に関しては、カリキュラム・マネジメントについて、講義とフィールドワークを通して理論的・実践的に学習します。また、学校の全教育活動に関わる道德教育、特別活動、情報メディア教育についても、具体的な実践や実践事例を通して理論的に学習します。これらの学習を通して、教育課程と授業との関連性・相互性についての知見を深めます。

主な課題研究のテーマは、授業実践・分析に関する研究、教科教育や総合的な学習の時間を軸としたカリキュラム・マネジメントの実践事例研究、ICTを活用した教育実践や授業改善、学級経営に関する研究などです。

【教科領域指導力高度化コース】

教科領域指導力高度化コースは、コース必修・選択科目と「教育実習科目」との連動によって、児童生徒の実態を踏まえた授業実践・分析・評価・改善といったより実地的な学修が可能です。指導力の改善・検証のみならず、学校現場をフィールドとした実地的・実践的な学びを通じた教科領域の教育に関する指導力の高度化が可能な設定になっています。教育内容の分析、教材開発、授業計画の作成と実践後の省察等、すべての教科授業の基礎となる高度な実践的思考力の形成を図るため、教科横断型3科目6単位のコース必修科目を設定しています。また各学生が得意とする教科領域におけるより専門性の高い教育内容開発のために、言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系の5領域において多様なコース選択科目を設置しています。

【特別支援教育コース】

特別支援教育コースは、「特別支援学校教員の専門的指導力の向上」を目指して、「医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進する」ことが可能となるような授業科目、実習科目でカリキュラムが設計されています。具体的には、児童生徒の実態把握に不可欠なアセスメント技法や特別支援学校の教育課程を編成し、教育目標に即して各授業を構成・展開する力を実践的に習得できるように、アクティブラーニングを積極的に取り入れた授業構成となっています。また、「障害のある子どもの事例研究法」や「特別支援教育実践研究」等では、教育実践研究の方法論を習得し、そこで学修した理論や技法を2年次の教育実習や研究課題の追求に活用することで、理論や根拠に基づく高度の教育実践力を培い、学校現場での校内研修や実践研究の担い手としての力量形成を図ります。「特別支援学校のキャリア教育と進路指導」や「特別支援教育の家族支援論」、「特別支援教育コーディネーター論」では、地域の医療・福祉・労働などの関係機関との連携・協働を図りながら、「多職種連携」について理解を深め、特別支援教育の実践力のみならず、校内支援体制の構築やセンター的機能の充実に資する力量を形成していきます。

なお、指定された科目の単位修得により特別支援学校教諭専修免許状が取得可能であり、「特別支援教育士」（一般社団法人特別支援教育士資格認定協会）の資格取得に必要な講義ポイント全30ポイントのうち16ポイントを取得することが可能です。また、「コーディネーター実習」を履修して修了した現職教員は、宮崎県教育委員会主催の「上級特別支援教育コーディネーター養成研修」を受講したこととして認定することができます。

(3) 教育実習について

教育実習は、各コースともに10単位の修得が必要です。教育実習のうち、「学校における実習」は、宮崎大学教育学部附属学校及び連携協力校で行います。実習を行う学校種の教員免許状（普通免許状）の1種免許状を取得している必要があります。実習先の校種については、各コースによって以下のようになっています。なお、現職教員、現職教員等ならびに現職管理職教員については、一部免除の制度があります。

[教職実践高度化コース] 小学校、中学校、義務教育学校、(注) 高等学校（中等教育学校後期を含む）

[教科領域指導力高度化コース] 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（中等教育学校後期を含む）

※教職実践高度化コースと教科領域指導力高度化コースの6年以上の教諭経験を有する現職教員等の場合、「学校における実習」のうち「メンターシップ実習」（4単位）は必修ですが、「実地研究実習Ⅰ」（3単位）及び「実地研究実習Ⅱ」（3単位）については、審査により免除することができます。教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野の現職管理職教員ならびに現職教員等（管理職）の場合、「マネジメント実習」（4単位）は必修ですが、「学校教育高度化実践研究実習」（3単位）及び「教育実践高度化開発研究実習」（3単位）については、免除の申請をし、審査を受けることを原則とします。

※教職実践高度化コースと教科領域指導力高度化コースの3年以上6年未満の教諭経験を有する現職教員の場合、「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習」（4単位）について、審査により免除することができます。

(注) 教育行政・学校経営分野の現職管理職教員と現職教員等（管理職）ならびに生徒指導・教育相談分野の現職教員と現職教員等については、高等学校、中等教育学校後期での実施も可能です。

[特別支援教育コース] 特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校

※特別支援教育コースの6年以上の教諭経験を有する現職教員等の場合、「学校における実習」のうち「コーディネーター実習」（4単位）は必修ですが、「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」（3単位）及び「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」（3単位）については、審査により免除することができます。

(4) 教育課程の概要

共通領域 科目 (22 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施に関する領域(2 科目) ・教科等の実践的指導方法等に関する領域(3 科目) ・生徒指導・教育相談に関する領域(2 科目) ・学校・学級経営に関する領域(2 科目) ・学校教育と教員の在り方に関する領域(2 科目) 		
コース必修 及び選択 科目 (12 単位)	教職実践高度化 コース科目群	教科領域指導力高度化 コース科目群	特別支援教育 コース科目群
自由選択 科目 (2 単位)	2 単位		
教育実習 科目 (10 単位)	学校 に お け る 実 習	<p>【教職実践高度化コース・教科領域指導力高度化コース】 大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎能力発展実習(4 単位) ・学校教育実践研究実習(3 単位) ・教育実践開発研究実習(3 単位) <p>*現職教員学生のうち、申請し認められた者は、一部が免除される。</p> <p>現職教員等学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンターシップ実習(4 単位) ・実地研究実習Ⅰ(3 単位) ・実地研究実習Ⅱ(3 単位) <p>*申請し認められた者は、一部が免除される。</p> <p>教育行政・学校経営分野の現職管理職教員学生ならびに現職教員等(管理職)学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育高度化実践研究実習(3 単位) ・教育実践高度化開発研究実習(3 単位) ・マネジメント実習(4 単位) <p>*申請し認められた者は、一部が免除される。</p> <p>【特別支援教育コース】 大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援基礎能力発展実習(4 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅰ(3 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅱ(3 単位) <p>現職教員等学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター実習(4 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅰ(3 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅱ(3 単位) <p>*申請し認められた者は、一部が免除される。</p>	
		その 他 の 実 習	<p>現職教員等学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ実習Ⅰ(1 単位：選択科目) <p>大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ実習Ⅱ(1 単位：選択科目)
目標達成 確認科目 (2 単位)	<p>現職教員等学生・現職管理職教員学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職総合研究Ⅰ <p>大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職総合研究Ⅱ 		

理論
~
実践
~
検証
~
改善

大学における学修
<p>附属各学校に おける学修 連携協力校・ 研修センター 等における学修</p>

2 現職教員等学生、現職教員学生、現職管理職教員学生の教育方法について(教育実習の一部免除制度、短期履修制度、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例)

宮崎県教育委員会派遣制度や宮崎大学教育学部附属学校園研修派遣制度を利用して教職大学院に入学した現職教員等の学修方法については、令和7年度から以下のとおり変更になっています。

標準修業年限は2年間です。1年次は大学院で講義や実習を履修し、2年次は所属校で勤務しながら課題研究やポートフォリオをまとめます。なお、以下の要件を満たす現職教員等については、2年次の授業料は不徴収となります。

- 1) 宮崎県教育委員会派遣制度又は宮崎大学教育学部附属学校園研修派遣制度を利用する。
- 2) 入学時に教諭の経験が6年以上を有する現職教員等もしくは現職管理職教員である。
- 3) 教育実習科目「実地研究実習Ⅰ（2年次前期：3単位）」及び「実地研究実習Ⅱ（2年次後期：3単位）」または「特別支援教育実践研究実習Ⅰ（2年次前期：3単位）」及び「特別支援教育実践研究実習Ⅱ（2年次後期：3単位）」、「学校教育高度化実践研究実習（3単位）」及び「教育実践高度化開発研究実習（3単位）」の履修免除申請を出願時に行い、履修免除の認定を受けている。
- 4) 2年次に「教職総合研究Ⅰ」または「教職総合研究Ⅰ(特別支援教育)」のみを履修する。

注1) 「教職実践高度化コース」、「教科領域指導力高度化コース」での修学を希望する6年以上の教諭の経験を有する現職教員等の場合、短期履修制度の申請をすることも可能ですが、適用は、やむを得ない事情がある場合に限りです。入学者選抜時には、申請理由等を十分に検討した上で、短期履修制度の適用の可否を審査します。

現職教員等学生、現職教員学生、現職管理職教員学生の多様な学修スタイルの例

本学研究科では、現職教員等学生、現職教員学生、現職管理職教員学生一人ひとりのニーズに合わせた多様な学修スタイルを選択することができます。

以下はその一例です。ご自身の学修スタイルが不明な際にはご連絡・ご相談ください。

◎教育委員会派遣制度等を利用する現職教員等（6年以上の教諭経験を有する現職教員）の場合

<p>タイプ1（標準修業年限2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県教育委員会派遣制度又は宮崎大学教育学部附属学校園研修派遣制度を利用する。 ・出願時に、教育実習6単位の履修免除の申請をする。 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限 2年間 ・授業料 1年間分必要 (2年次は不徴収)
<p>タイプ2（修業年限を3年間に延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県教育委員会派遣制度又は宮崎大学教育学部附属学校園研修派遣制度を利用する。 ・入学後、長期履修の申請をする。 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限 3年間 ・授業料 2年間分必要 ※ 教育実習履修免除申請も可能（上限6単位）

◎教育委員会派遣制度等を利用する教育行政・学校経営分野の現職管理職教員（6年以上の教諭経験を有する教頭、副校長）ならびに現職教員等（管理職）（6年以上の教諭経験を有する現職教員）の場合

<p>タイプ1（標準修業年限2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県教育委員会派遣制度を利用する。 ・出願時に、教育実習6単位の履修免除の申請をする。 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限 2年間 ・授業料 1年間分必要 (2年次は不徴収)
<p>タイプ2（修業年限を3年間に延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県教育委員会派遣制度を利用する。 ・入学後、長期履修の申請をする。 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限 3年間 ・授業料 2年間分必要 ※ 教育実習履修免除申請も可能（上限6単位）

◎現職教員（3年以上6年未満の教諭経験を有する現職教員）の場合

◎教育委員会派遣制度等を利用しない現職教員等（6年以上の教諭経験を有する現職教員）の場合

<p>タイプ1（標準修業年限2年間）</p> <p>・大学院修学休業制度の利用又は大学院設置基準第14条を適用する。</p>	→	<p>・修業年限 2年間</p> <p>・授業料 2年間分必要</p> <p>※ 教育実習の履修免除申請も可能 (現職教員学生：上限3～4単位) (現職教員等学生：上限6単位)</p>
<p>タイプ2（修業年限を3～4年間に延長）</p> <p>・大学院設置基準第14条を適用する。</p> <p>・修業年限4年間の場合は、出願時、長期履修の申請をする。</p> <p>・修業年限3年間の場合は、入学後、長期履修の申請をする。</p>	→	<p>・修業年限 3～4年間</p> <p>・授業料 2年間分必要</p> <p>※ 教育実習の履修免除申請も可能 (現職教員学生：上限3～4単位) (現職教員等学生：上限6単位)</p>

注) 大学院設置基準第14条とは、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる制度のことです。

(1) 「学校における実習」の免除を希望する場合の条件と審査方法

- ① 6年以上の教諭の教職経験を有する現職教員等で「学校における実習」のうち「実地研究実習Ⅰ」（3単位）及び「実地研究実習Ⅱ」（3単位）または「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」（3単位）及び「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」（3単位）の免除を希望する場合、初任者研修や教職5年経過研修（受けている場合）及び10年経過研修（中堅教諭等資質向上研修）の受講状況や、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料に基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を合格時に通知します。学校における実習の免除希望申請書(様式2)とともに実践記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)
- ② 3年以上6年未満の教諭の教職経験を有し、大学院修学休業制度等を活用して入学を希望する現職教員で「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習」（4単位）の免除を希望する場合、初任者研修等の研修の受講状況や、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料に基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を合格時に通知します。学校における実習の免除希望申請書(様式2)とともに実践記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)
- ③ 6年以上の教諭の教職経験を有する教育行政・学校経営分野の現職管理職教員もしくは現職教員等（管理職）で「学校における実習」のうち「学校教育高度化実践研究実習」（3単位）及び「教育実践高度化開発研究実習」（3単位）の免除を希望する場合、初任者研修や教職5年経過研修（受けている場合）及び10年経過研修（中堅教諭等資質向上研修）の受講状況や、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料に基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を合格時に通知します。学校における実習の免除希望申請書(様式2)とともに実践記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)

(2) 短期履修（1年間の履修）で修了を希望する場合の条件と修了判定方法

本専攻の修学期間は、原則2年間です。修学期間の短縮を希望できる者は、以下の学生に限ります。

- ① 6年以上の教諭の教職経験を有する現職教員等学生で、教育学研究科教職実践開発専攻の教育実習免除に関する内規に基づき、「学校における実習」の「実地研究実習Ⅰ」（3単位）及び「実地研究実習Ⅱ」（3単位）の免除を認められた学生。なお、短期履修制度の申請をすることはできますが、適用は、やむを得ない事情がある場合に限ります。
- ② 6年以上の教諭の教職経験を有する教育行政・学校経営分野の現職管理職学生もしくは現職教員等（管理職）学生で、教育学研究科教職実践開発専攻の教育実習免除に関する内規に基づき、「学校における実習」の「学校教育高度化実践研究実習」（3単位）及び「教育実践高度化開発研究実習」（3単位）の免除を認められた学生。なお、短期履修制度の申請をすることはできますが、適用は、やむを得ない事情がある場合に限ります。

修了判定は、各科目の成績及び現職教員等学生、現職管理職学生を対象とした達成度評価指標に示されている各領域の各観点の達成度や、取り組んだ課題研究のレポート等を総合的に判定する「教職総合研究Ⅰ」（目標達成確認科目）の結果に基づいて、1年次終了の段階で修了可能な水準に達しているかについて、学習達成度評価委員会で検証・審査し、研究科委員会で修了の可否を決定します。

(3) 大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例（夜間・夏季・冬季の休業中及び土・日曜日を活用した授業及び指導）を活用した修学を希望する場合

- ① 現職教員学生及び現職教員等学生を対象に、より高度の教育を受ける機会を拡大し、より多くのスクーラーリーダーの育成を図るため、大学院設置基準第14条（「大学院の課程においては、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」）を適用し、そこに定める教育方法の特例措置を講じます。
- ② 第14条の適用は、1・2年次とも夜間・夏季・冬季の長期休業期間及び土・日曜日の授業や教育指導を希望する現職教員等学生、現職教員学生の修学期間のみとします。
- ③ 必修科目（教育実習を除く）は、受講者全員が出席可能な授業日や時間を確保するために、夜間開講で対応できない科目については土・日曜日や長期休業期間に集中講義を開講する措置を講じます。ただし、一部の必修科目は、通常の平日昼間の時間帯に受講いただく場合があります。
- ④ コース必修・選択科目については、原則として夜間開講の措置を講じます。夜間開講できないものについては、長期休業期間等に集中開講を行う等の措置を講じます。
- ⑤ 教育実習「学校における実習」は、原則、所属校で実施します。
- ⑥ 申請により一定の条件のもとで、長期履修制度による履修を認めます。

3 常勤3年以上の社会人経験を有する人の教育方法について（長期在学制度による履修方法）

- (1) いずれかの学校種の1種免許状の取得と教職実践開発専攻の修了に必要な単位を併せて修得（専修免許状取得）することが不可欠なので、3年ないし4年間の在学が必要となります。したがって、申請により一定の条件のもとで、長期在学制度による履修を認めます。
- (2) 1年次では、いずれかの学校種の1種免許状の取得に必要な単位を学部の開設科目の中から選択して履修し、2年次以降に教職実践開発専攻の共通領域科目や各コースの必修・選択科目及び教育実習科目を履修するよう指導します。
- (3) 各学年の履修単位が43単位を上回らないように、履修指導します。

4 修了要件

本専攻の教育目的に沿って設定された授業科目（共通領域科目、コース必修・選択科目、教育実習科目、目標達成確認科目）を履修して修了要件の基準（総計 48 単位取得：教育実習の一部免除の場合は、その単位数を減ずる）を満たし、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力として、以下のような資質・能力を獲得した者について修了認定し、教職修士（専門職）の学位を授与します。

- (1) 大学卒業見込み・卒業者・教諭経験 3 年以上 6 年未満の現職教員及び常勤 3 年以上の社会人経験者
教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす学校づくりの有力な一員となり得る新任教員としての資質
1. 現代の学校のおかれた状況の中で、教員の在り方を全体的に理解できる。
 2. 学校や学級という組織の在り方について、地域や保護者・他機関等の対外的な関係も含めて総合的に理解できる。
 3. 生徒指導上の問題をカウンセリングの視点から理解し、問題解決に向けた適切な指導計画を作成できる。
 4. 自己や他者が行った授業の実践記録に基づいて、授業内容や指導方法を検討し、改善案を作成し授業を再構築できる。
- (2) 教諭経験 6 年以上の現職教員等及び現職管理職教員
教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に必要な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとしての資質
1. 現代の学校教育がかかえる諸課題を理解し、教育実践者としての自己を反省的にとらえるとともに、他の教員をリードする形で教員資質の改善ができる。
 2. 学校や学級の実情や特性を把握し、適切な学校や学級の経営プランを立て、その実施に当たって指導的な役割を果たすことができる。
 3. 生徒指導上の問題の発生予防や、児童・生徒の問題行動をカウンセリングの視点から理解し、関係職員や関係諸機関との連携等も含めて指導できる。
 4. 自己だけでなく、同僚職員も含めた授業改善にはたらきかけ、学校の教育目標の達成に貢献できる。

5 取得可能な教員免許状(専修免許状)

本研究科において取得可能な専修免許状は、次のとおりです。ただし、専修免許状の所要資格を得ようとする場合には、取得しようとする専修免許状(中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については、その免許教科)の1種免許状を所有することが必要です。

専攻	コース	取得可能な専修免許状	
		種類	教科
教職実践開発	教職実践高度化 教科領域指導力高度化	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
	特別支援教育	特別支援学校教諭専修免許状	

V 学生寄宿舍の入居

学生寄宿舍への入居を希望する者(外国人留学生は除く)は、本学学生支援関係ホームページ「学生寮(学生寄宿舍)」にて要項及び申請書類をダウンロードし、申請書類を提出期限までに提出してください。

URL : <https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/campus-life-info/dormitory/>

学生寄宿舍に関する問い合わせ先

宮崎大学学び・学生支援機構学生支援課 電話 : 0985-58-7142

宮崎大学大学院教育学研究科（専門職学位課程）〔教職大学院〕

令和9年度入学・進学相談会のご案内

ご都合のよい時間にご来場ください。個別の相談ができます。

①6/20

土

13:00~15:00

宮崎大学木花キャンパス

教育学部実験研究棟7階

大学院講義室（エレベーター降りて左側）

12:10~12:50

宮崎大学木花キャンパス

教育学部実験研究棟1階

第一会議室（学部正面入り口すぐ）

②7/31

金

③8/11

火・祝

13:00~15:00

宮崎大学木花キャンパス

教育学部実験研究棟7階

大学院講義室（エレベーター降りて左側）

12:10~12:50

宮崎大学木花キャンパス

教育学部実験研究棟1階

第一会議室（学部正面入り口すぐ）

④10/22

木

各回ともオンラインでの個別相談も可能です。

時間も含めて詳しくはお気軽に右記【問い合わせ先】へどうぞ！

【 問い合わせ先 】

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1-1

宮崎大学教育学部 教務・学生支援係

TEL：0985-58-2890 FAX：0985-58-7772

E-MAIL：e-kyoumu@miyazaki-u.ac.jp

（上記日程以外にも随時ご相談に応じます。お気軽にお尋ねください。）